

## 第2回栃木県産業再生委員会「地域金融再生部会」議事録

◆ 日 時 平成16年12月21日(水) 14:00～16:00

◆ 場 所 栃木県総合文化センター3階第1会議室

◆ 出席者

<委員>

須賀部会長

新江委員、小川委員、菊池委員、久保委員、佐藤委員、谷口委員、中川委員、  
北條委員、峰岸委員 ※欠席1名

<県>

須藤副知事、山中商工労働観光部長、小林副出納長兼出納局長、須藤商工労働観光部  
次長兼産業政策課長、中山商工労働観光部次長、繪面出納局会計課長

◆ 会議内容

1 開 会

2 部会長あいさつ

【須賀部会長】

○ 先週の17日に、藤本委員長が知事から「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について意見を求めるという諮問を受けた。委員長からは、その日のうちに連絡があり、『「地域金融再生部会」において、早急に調査・検討を進めていただき、2月末を目途に委員会としての答申を出せるよう部会案をまとめていただきたい。なお、限られた短い期間内に作業を進めることについては、部会の委員にも大変ご迷惑をお掛けすることになるが、よろしくご協力をお願いしたい。』との指示を受けた。

これから、当部会では、2月末を目途に、真に県民のためになる受け皿像は、どのようなものが最良なのかということ、具体的に議論していただき、知事に答申するという大変重要な役割が与えられ、身の引き締まる思いであるが、委員各位のご協力なくては成し得ない事柄であるので、これまで以上のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

3 議 事

(1) 知事の諮問についての経過報告

【須藤副知事】

○ 知事に代わり、私から、年末の御多忙の折、急遽、地域金融再生部会を開催していただくことを感謝申し上げますとともに、その経過等について、一言ご説明をさせていただきます。

先週17日の金曜日に知事が藤本委員長に「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について、諮問させていただきました。

本来、諮問につきましては、本委員会を開催して行うべき事項であるが、諮問内容が急を要する事項であり、また、年の瀬のあわただしい時期でもあり、誠に勝手ながら、諮問させていただきましたことについて、皆様のご理解をいただきたい。

知事は、同行が、真に県民のためになる受け皿に引き継がれ、県民生活の安定や県内経済を発展させるためには、県として明確な考え方を示し、国に対し、望ましい受

け皿像を提案することが、重要なことであるとの考えであり、改めて「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について、産業再生委員会の意見を求めることとした。

また、現在30名で構成されている委員会についても、今回の諮問に対応するため、専門的知識を有する学識経験者を5名程度増員する内容で、議員提案による栃木県産業再生委員会条例の改正が上程されている。

議決された場合、新しい委員については、来年早々に選任させていただき、当部会に加わることを予定しているのご了解いただきたい。

なお、県としては、直接、県民の皆様から、受け皿問題について、包括的なご意見を頂戴する方法を検討しているので、ご承知おきいただきたい。

## (2) 諮問事項に対する審議の進め方等について

### ①預金保険法第102条及び第120条について

小林副出納長兼出納局長から、資料No3「預金保険法(抜粋)」、資料No4「一時国宥化の終了パターン」により説明。

### ②今後の部会審議の進め方について

須賀部会長から、資料No5「審議予定スケジュール」、資料No6「審議予定項目」により説明。

### ③その他

- ・部会の決定は委員の全員一致を原則とする。
- ・国への提案事項は本委員会においても審議する。
- ・県民に不安をまねかないよう配慮する。

## 【須賀部会長】

- 意見交換に入る前に、会議を公開することにより、自由な意見交換を妨げられるものと想定されるため、会議を非公開とすることができるか。事務局から説明願いたい。

## 【中山次長】

- これまでの会議は原則公開として進めてきたが、資料No7「栃木県産業再生委員会の会議の公開に関する規程」の第2条第1項のただし書きに「栃木県情報公開条例第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。」となっている。また、資料No8の栃木県情報公開条例(抜粋)では非公開にできるものについて列挙してある。

これからの意見交換に関して該当すると考えられる項目としては、第7条第3号(3)「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。(ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。)」の「イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び第4号(4)「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」が該当するものと判断される。

また、「栃木県産業再生委員会の会議の公開に関する規程」第2条2項では「会議の公開は又は非公開の決定は、委員長が委員会に諮って行うものとする。」、同条第

3項の規定では「委員会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。」、第4条では、「部会の会議の公開については、第2条の規程を準用する。」となっている。

【須賀部会長】

- 委員会の公開・非公開については、「栃木県産業再生委員会の会議の公開に関する規程」第2条2項の規定を準用し、当部会で諮らせていただきたいが、委員各位の意見を伺いたい。

【北條委員】

- 会議を公開することにより、自由な意見交換を妨げられるものと想定されるため非公開にしてはどうか。

(各委員から賛同あり)

【須賀部会長】

- 各委員の賛同が得られたので、本日の議題(3)の「意見交換」以降、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」を審議していく場合は、会議を非公開とすることでよろしいか。

(各委員から意義なしの意見)

※これ以降、本日の会議は非公開となる。

---

第2回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会の会議結果（概要）

各委員が審議項目等全般に対する意見を述べるとともに、審議の進め方・その範囲及び審議予定項目のうち、「基本的認識」、「新銀行のあるべき姿」について検討し、論点整理を行った。

(1) 主な審議事項

①基本的な認識

- ・足銀の現状の問題点と県政の課題
- ・足銀の栃木県経済・産業・県民生活にとっての意義と将来像
- ・県の支援・協力の考え方
- ・足銀の当面の課題

②新銀行のあるべき姿

- ・県政からの主な期待
- ・地域中核金融機関
- ・企業・地域再生への積極的な取り組み、円滑な資金供給
- ・高い金融ノウハウと商品企画、強力なシステム、行員の意識改革
- ・地域展開についての論点
- ・新たな金融地図の中での位置づけ

・外資系参入についての論点

(2) 意見交換における確認事項

- ① 足利銀行が本県にとって将来的にも重要な地域中核金融機関であるとの認識に立ち、その組織・システムと優良な資産等を一体として存続を図ることが望ましいこと。
- ② 新銀行が自らの再生とともに地域再生や企業再生に積極的に取り組むこと。
- ③ 新銀行が県内における他の金融機関との役割分担にも配慮しながら、県内の金融秩序の安定に取り組むこと。